

将来の災害に備えた取組みに関する申入書

令和元年房総半島台風（以下「台風15号」という。）、令和元年東日本台風（以下「台風19号」という。）及び台風21号による10月25日の大雨は、県内各地に甚大な被害をもたらした。

今この瞬間も、県内各地で復旧・復興に向けた取組みが鋭意進められているところであるが、その一方において、台風15号での初動対応や大規模停電への対応など、被災経験を通じて明らかとなった様々な課題が残っている。

私たちは、これらの課題を、ひとつひとつ丁寧に拾って解決策を講じ、将来の風水害や大地震に備えて、防災・減災体制の改善・強化を不断に努めていかなければならない。我々の最優先の使命は、県民の命と生活を守ることにあるからである。

我が党は、台風15号の発災直後から、災害対策本部を立ち上げて県内各地の被害状況と支援ニーズの把握に努め、県選出の党国会議員団と連携して、国や県当局に支援要望を重ねるとともに、災害対策プロジェクトチームを中心として、将来の災害への備えを視野に、調査と課題整理を行ってきたところである。

その過程において、既に県当局に対し指摘・改善を求め、実施された事項もあるが、今回、我が党は、県当局に対し、①発災時における県の対応、②復旧・復興支援、及び③今後の災害への備えの各テーマにおいて、以下に挙げる34項目89の取組みを求める。

これらは、我々の実体験や、各地・県民の声を丁寧に積み重ねてきたものでもある。専門家による検証会議等の多方面からの提言と併せて、今後の取組みに活かしていただき、一人でも多くの県民の命と生活を守ることに繋げるよう強く望む次第である。

第1 発災時における県の対応について

1. 初動体制

①リエゾン

初動段階から県内各地の情報を迅速に入手し、被害の全体状況を速やかに把握できる体制を再構築する必要がある。そのためには、発災直後における被災情報の収集及び支援として、市町村等への職員の派遣（リエゾン）を積極的に行える体制を整えるとともに、確実に派遣先で機能するよう、担当地域・地区を熟知している土地勘のある職員の選定や事前研修等を実施し、タブレット端末の活用等についても検討を行うこと。 1

②通信手段のバックアップ

通信手段の断絶や被災情報入力システムのダウンに備えたバックアップ体制を徹底すること。例えば、非常時の移動基地局があることを踏まえて、通信事業者と災害時に備えた協定の締結が必要である。 2

③ヘリコプターの運用

発災直後における、視覚からの被災情報の収集として、県防災危機管理部が防災ヘリを所有していないことを踏まえ、当局は、ヘリコプターを保有する各関係機関（県警、千葉市、自衛隊等）との間で、有事の運行に関する協定の締結やその見直しを行うべきである。千葉市の消防ヘリについては、日頃の運行経費の一部負担を行うなど、緊密な連携・協力体制を強化していくこと。 3

④映像確認の徹底と記録の保存

ヘリからの映像が本部に鮮明に届かない場合の代替手段やその事態を避けるための器材整備の検証を行い、発災直後における上空からの被害映像の確認と分析、そして映像記録の保存をルール化して徹底すること。 4

⑤ドローン等の活用

各地域振興事務所へのドローンの配備など、先端技術を含む多角的な手段を駆使していくこと。ドローンの活用にあたっては、情報収集以外にも物資の輸送などの様々な可能性がある一方で、航空法等による規制への緩和が必要とされることから、県内地域での特区の活用など、防災以外の分野を含めた積極的な活用を推進していくこと。 5

⑥県及び県内市町村間の幹部職員のホットライン

被災市町村幹部・県幹部間での衛星電話やテレビ会議システム等の活用、首長間のホットラインの構築を行うこと。 6

2. 災害対策本部及び組織

①対策本部立ち上げ等のタイミング

台風15号では、災害対策本部の立ち上げが遅かったうえ、それに併せた庁内の人員配備についても計画に定める体制の招集が迅速にされず、自衛隊への災害派遣要請のタイミングも遅く、さらに、市町村への県職員派遣のタイミングも遅かった。この反省を踏まえて、組織体制や各人の意識を抜本的に改めていくこと。 7

②配置職員・研修

防災担当の幹部職員に自衛官を配置するとともに、かつ、有事の活動では、関係機関との調整を含めた迅速な判断・決定ができる権限を委ねたポジションを設けることを検討すること。

また、防災危機管理部に所属するすべての職員が、必ず、防災研修や危機管理研修を受講し、有事において、部内各職員がそれぞれ主体性をもって対応できる職能を習得すること。 8

③本部スペース・器材

災害対策本部の駐在職員について、関係機関の職員を含めて200名近くの多数になった状況では、本部スペースを一か所にまとめることができなかった。迅速な連携を考えれば、一か所での開設ができるようスペースの確保が必要である。また、器材の充実と必要な発電機や燃料が確実に確保できる協定の締結等を検証すること。 9

3. 被災市町村への支援

①人的支援

土砂崩れや倒木による生活道路の断絶、停電・断水などにより、孤立している住民等の把握と生活支援のために、相応の人的配置や市町村への支援の検討を行うこと。 10

②物的支援とニーズマッチングシステム

- ・ 市町村への物資や資材の支援について、ブルーシート、水、発電機などの県備蓄物資等が活用しきれたとは言い難く、一方でニーズがあったとする市町村の把握ができず、県でプッシュ型の支援が十分にできなかった。

そこで、県の保有資材と市町村の保有資材の状況をあらかじめ整理したうえで、発災を受けて、ニーズに合わせたマッチングができるように「防災情報システム」を改良する必要がある、また、県の側においても運搬手段を確保しておくべきである。

そのために、県によるプッシュ型支援の状況などを、各時系列に沿って検証し、今後の災害対応に活かしていくこと。 11

- ・ アレルギー対応した食料や液体ミルクなど現状の備蓄品メニューに追加・増量すべきものを、賞味期限に配慮したローリングストック方法などを含めて整理すること。 12
- ・ 電源車については、その把握・確保と差配ルール（他県や市町村とのマッチング）を検証すること。 13

③県の調整機能の強化

- ・ 台風 19 号の際、県からの職員派遣が助かった一方で、連絡担当の職員がいるにも関わらず県の各部署から市職員が直接報告を求められ、対応に追われることがあった。発災時は初期対応に追われることから、連絡窓口を一元化するなど、県と職員派遣先の市町村との情報連携の在り方を見直すこと。 14
- ・ 被災市町村と支援可能な市町村のマッチング・調整の役割を県がしっかり果たせる体制の構築と日頃からの準備を着実に進めること。 15
- ・ 災害時の県・国と市町との連携について、首都圏直下地震あるいは県内広域の災害によって県の機能が一時的に麻痺した場合への対応を想定した備えを行うこと。 16

4. 給水支援

①県民からの相談窓口の一本化

県内に給水事業者が複数ある状況の下、断水に対する県民からの問い合わせが多かったことを踏まえて、災害時専用の一本化された相談窓口等を設けること。 17

②給水車の配置ルール

給水車について、市町村の要請に迅速に答えられるように、マンションや団地での停電による受水槽以下のポンプ停止の場合等などの想定を含めた給水車の配置ルールを具体的に策定しておくこと。 18

③水道事業者の対応力の強化

県内水道事業者の統合・広域連携を推進し、災害時の迅速な応急復旧や広範囲での応急給水ができるよう対応力を強化していくこと。 19

④井戸の活用

非常時に活用することができる井戸の設置支援を推進すること。 20

5. 停電対策

①倒木の伐採や撤去に関する協定

復旧の迅速性を確保するための自衛隊や建設業協会等との事前協定の締結、民間の倒木の伐採や撤去を可能とするルールの創設、東電との間の協定を締結し、電線に架かった倒木の撤去等を速やかに実施できる体制を作ること。 21

②電柱対策

停電対策として、電柱の地中化や耐久風速の強化を行うこと。 22

③森林整備

停電からの復旧が長引いた要因とされる膨大な数の倒木対策として、後掲「27」を参照。 23

④多様な非常電源の確保

- ・ 今後の大規模停電対策として、発電機の購入（リースを含む）への支援や、プラグイン付きのハイブリッドカー、電気自動車などの車両の購入支援を検討すること。 24
- ・ 公用車についても、非常時の電源機能を視野に入れた車種の選択や、ガソリンが無くても走行が可能なLPガス車を災害時においても活躍する緊急用の車両に位置づけるなど、柔軟な購入を進めていくこと。 25

⑤電気の千産千消

地元の木材を活用したバイオマス発電など、地域の多様な電力供給体制の構築と電気の千産千消の促進を通じて災害時の停電の抑制を図っていくこと。 26

⑥信号機

県警は、信号機の停電対策として、十分な可搬式発動発電機の確保、有事における優先順位を含めた具体的かつ効果的な配置計画を策定しておくこと。 27

6. 熱中症対策

今回の災害では、停電による空調設備の使用不能が要因とされる熱中症の死亡者が発生したことから、停電そのものの対策には限界があることを踏まえて、夏季に発災した場合の熱中症等への応急的な対策として、製氷や冷凍の飲料水ペットボトル等の支給ができる体制が必要である。

特に、停電した高齢者施設や体温調整ができない障害者等への災害弱者に優先的に提供できる体制を、協定等により構築すること。 28

7. 避難所

①国際基準の充足

内閣府の「避難所運営ガイドライン」で示された、避難所の質の向上のために最低限必要とされる国際基準（「スフィア・ハンドブック」にまとめる基準）を必ず充足できるように県が主導していくこと。 29

②非常用電源装置

避難所の非常電源設置を県が主導して推進すること。 30

③快適な空間

海外の避難所の例なども参考にしながら、有事にパーティションやダンボールベッド等が支給できる体制を構築し、プライバシーや男女のニーズの違いに配慮した快適な避難所空間を提供できるように県が主導すること。 31

④トイレ

- ・ 避難所として利用される施設のトイレは、洋式化及びバリアフリー化を優先的かつ迅速に進めること。 32
- ・ 県が備蓄している簡易トイレについて、プライバシーに配慮した製品の購入及び既存品の改良等に取り組むこと。 33

⑤冷房

避難所となる学校体育館の冷房設備について導入を進めること。

また、導入にはLPガスをエネルギー源とする方式についても、多様な電源確保手段の一つとして採用すること。 34

⑥県有施設

日頃より十分な備品・資材を整えて有事の避難所等の提供を積極的に行うこと。 35

8. ボランティア

被災地ボランティアについて、より効率的かつ効果的なマッチングが図れるように、提供側と受入側の体制強化に繋がる支援を検討すること。

また、市町村による募集期間経過後においても、経験やスキルが重要となるコーディネーターの紹介など、社会福祉協議会等が中心となって行う募集に対するマッチングへの協力を、県が広域的にサポートすること。 36

9. 災害時の情報提供

①地域防災計画

千葉県地域防災計画では、災害時のレベルに合わせた避難行動の記載があるものの、避難のタイミングの周知が行き届いていないと思われた。

そしてまた、災害時には不要不急の外出は避けるべきであり、学校、保育所をはじめ、台風接近時には、各企業が有給ではなく、積極的に休みを取る（出席や入社した先で帰宅が困難な場合には待機する）などの働きかけが必要であることから、これらを計画に反映するなどして県民の常識にすること。 37

②被害計上の方法

熱中症による死亡者など災害関連死を含めた人的・物的被害の計上ルールの見直しを行うこと。 38

③効果的な情報発信

- ・ 台風15号の反省点として、初動段階からのマスコミ対応を含めた災害時

の広報・情報発信のあり方の検証を行い、ヘリ等の映像を積極的に活用するなど、災害時における効果的な情報発信体制を構築すること。 39

- ・ 利便性の観点から、防災ポータルサイトの改良を行っていくこと。 40

④一元的な被災情報共有システムの構築

被災情報（道路の通行止め、土砂崩れ等）を、行政が市町村の枠を超えて一元的に整理・把握し、誰もが地図上でリアルタイムに見ることができるシステムを構築すること。

特に、道路状況については、VICSを運営する法人等を中心として、現行で対象外となっている市道以下を含めたより詳細な情報の集約・共有と、県民への迅速な情報提供を可能とするシステムの構築と関係者間の連携を推進するように、国に強く働き掛けること。 41

⑤支援窓口の一本化

被災者目線に立ち、被災支援の窓口を一本化するべきであり、その前提として、県・市町村や縦割り行政の枠を超えた一元的に被害情報・対応情報を共有できる前記システムを構築すること。 42

⑥テレビや携帯電話の代替手段

長期の停電により、テレビや携帯から情報を得ることが出来なくなった地域があったことから、紙媒体や防災無線受信機器の支給など多様な代替手段を検討すること。 43

⑦千葉災害2019

人口知能を用いた支援情報等提供システム「千葉災害2019」については、今後の災害における更なる活用、チャット機能の改善、及び周知の強化を図っていくこと。 44

⑧防災無線

大雨時は外にある防災無線の音声は聞き取れないことから、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に所在する各世帯等への機器の支給や購入の補助を行い、災害時の情報提供を強化すること。 45

⑨情報弱者

- ・ 視覚や聴覚に障害を持たれている方に必要な情報を確実に提供できる仕組みと体制づくりを進めること。例えば、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を進めるにあたっては、該当地域で聴覚等に障害を有する方に対し、有事に迅速で確実な避難情報等の伝達を実現すべく、防災無線の戸別受信機の配布などで障害に応じた特別な配慮を行うように市町村と連携すること。46
- ・ 多言語対応の体制を構築し、外国人への情報提供を十分に行うこと。47

⑩県民からの情報収集

SNSや人口知能等を活用し、県民からの各地の被災情報の提供を、地図上で把握・整理できるシステムを構築するとともに、また、この整理された被災

情報を、市町村や県民に提供することにより、救援・輸送・避難・復旧等に資することができるシステムの構築を検討すること。 48

10. 住民による応急処置

①民間ドローン

住宅の損害状況の確認のために高齢者が屋根から転落するなど、負傷ケースが生じたことを踏まえて、市街地での民間ドローンによる被害確認ができるように法整備の検討を行うこと。 49

②自主防災組織

災害の種類及び各地域に応じた活動内容の明確化を図りつつ、県内の自主防災組織活動カバー率100%を目指し、組成・活動の支援を強化すること。 50

③防災教育

日頃からの防災教育を推進するとともに、防災士の育成と各地域での活用を進めていくこと。 51

④自治会

地域の町内会・自治会等の地縁団体への加入を促進すること。 52

11. 犯罪対策

災害時を狙った悪質な犯罪や悪質業者による消費者詐欺を抑止するために各都道府県警察との応援連携体制の強化を図っていくとともに、罰則強化を含めた法整備を国に働きかけること。 53

12. 災害協定

今回の災害では、協定を締結していた団体でも、協定内容が実行に移されて機能した団体とそうではない団体に分かれたと考えられることから、既存の協定の実行性を検証し、必要な見直しや新協定の締結を進めるとともに、その経過を報告すること。

例えば、以前、瓦事業組合が県と協定を結ぼうとしたが断られたことがあったように伺っているが、今回の屋根被害において、詐欺まがいな事例で県民被害が発生していることを踏まえた検討が必要である。

また、県として、各市町村への指導・助言を通じて、協定内容の統一性を確保すること。 54

第2 復旧・復興支援について

13. 災害復旧・復興指針

年度末を目途に改定が進められている「災害復旧・復興指針」においては、支援策の充実を図り、また徹底した進捗管理を行うこと。 55

14. ブルーシートの張り直し

二次被害防止等のための応急処置で張られたブルーシートについては、風雨

による劣化が問題となっている。業者や資材の確保に困難が生じていることにより家屋等の修繕が完了するまでに相当の時間を要することを踏まえると、その間についても、耐久性のある厚手のブルーシート等の支給や張り付け作業への支援をしっかりと継続していくこと。 56

15. 申請期限への対応

家屋の修繕や農業用ハウスの復旧等にあたっては、現在、業者や資材の確保に困難が生じていることを踏まえ、各種支援制度の申請期限等を、一律に固定するのではなく、予算繰り越しなど、柔軟な対応をすること。 57

16. 普及指導員への支援

各種の復旧・復興支援メニューが被災農業者にきちんと行き届き、適切に実施されるためには、普及指導員に期待される役割は非常に重要である。そこで、普及指導員が適切なアドバイスを行えるように、最新の支援メニューの情報を迅速に提供するなど、その活動をしっかりと支援していくこと。 58

17. 農業ハウス等の施設の強靱化と人・農地プラン

農業ハウス等の施設の再建を機に強靱化を図る場合には、既存施設と同等の再建または補修をした場合の見積額のみを対象として9割の補助を行い、強化した場合の見積額との差額分については「人・農地プランの中心的経営体の指定」を受けた農業者が5割補助の支援を受けることができるものとなっている。しかし、「人・農地プラン」については、現状で策定が困難な状況にある地域もあり、策定に向けた支援が必要であることから、各地域で十分に審議された実質的に機能するプランになるように県がサポートを積極的に行うこと。 59

18. 文化財の復旧

指定文化財は、修理や修復で多額の費用が掛かり、また、神社仏閣には、大木であったり、崖がそばにあったりすることから、氏子や檀家だけでは復旧できないようなケースが発生している。

例えば、県指定の森を有し、用地は神社であるものの、ダム建設時の県事業と対象となった場所で、経年劣化や度重なる災害で崩れたケースが発生したことから、大規模・高額な事業に対する何らかの支援を検討すること。 60

19. 県管理のもので民家に影響が出たもの

10月25日の大雨時に、道路の排水が民家に入り込んで法面を崩壊させたり、河川の増水により民地を削った事例が発生した。しかし、復旧の対象が県有地または、水位が上がった箇所に限られることから、県管理の瑕疵の影響により被害が発生したケースへの支援を検討すること。 61

20. 罹災証明書の再申請

被害評価や判定内容に不服がある場合には、再調査ができる旨を各市町村が住民にしっかりと通知するように県も協力していくこと。 62

21. 速やかな復旧に必要な法対応

迅速な復旧に支障をきたす規制については、条例の改正や柔軟な運用を行う

ことなどにより、対応していくこと。

例として、民地の土砂崩れの復旧や農業用ハウス再建の場合などにおいて、必要に応じて他から土砂を搬入するケース等。 63

2.2. 市町村の様々なニーズに対する支援

令和2年度当初予算までに計上された支援メニュー以外も、例えば、家屋の被災ゴミの無料化、市町村への人員の長期補充の無料化、屋根工事店の紹介、電源車の購入についての補助制度の構築、特定健診や後期高齢者健診等の健診自己負担金を無料化、コミュニティ集会施設等への補助制度の構築、海、川の流木ゴミ等の早急な処理、公立社会教育施設災害復旧にかかる補助制度など、様々な支援メニューの創設や拡充ニーズがあることから、今後も復旧・復興を進めていく中で、状況に応じた柔軟な支援メニューの検討を継続すること。64

第3 今後の災害への備えについて

2.3. 広域避難計画

利根川や江戸川などの大規模河川が氾濫した場合には、都県をまたぐ隣接自治体の多くが被災することが想定され、数十万人規模の住民避難の可能性もある。自治体間の協定による施設の提供やあっせん等の協力関係の構築が進められているところではあるが、より計画的かつ効果的に、有事の混乱を避け、自治体間で広域避難者を相互に円滑な受け入れができるように、広域避難計画を早急に策定すること。65

2.4. 平時と有事を区別しない物資保有や施設建設

「フェーズフリー」の発想・考えを、まずは全庁・全職員で共有理解するとともに、日常の物品購入や県有施設の建替えなどで、仕様書等に明記するなどして実践していくこと。また併せて、市町村や県民への普及啓発を行っていくこと。66

2.5. がけ崩れ対策

①土砂災害警戒区域の指定と支援

土砂災害警戒区域の早期指定と併行して、指定された土砂災害警戒区域に対する県の支援を、移住を含めて検討すること。67

②民地におけるがけ崩れ等への支援

実際に土砂災害が発生した箇所のうち、民家等への危険が存する場所などの復旧については、たとえ急傾斜対策事業等の既存制度の要件を充足しなかった場合でも、個人による復旧に対し、令和2年2月議会で本日我が党が発議する決議を踏まえて、支援策を検討すること。68

2.6. 河川の氾濫・越水・浸水対策

①河川の適正管理

記録的な大雨により、大小様々な河川が氾濫し、また氾濫手前まで至ったケ

ースもあった。このような河川は、日頃の河川内の堆砂の砂上げの必要性が裏付けられているため、河川管理に必要な予算の増額を優先すること。 69

②河川整備の再検討と広域農道・農水路の整備

一宮川流域浸水対策特別緊急事業が実施される一宮川などでの河川整備の再検討、及び農業用排水路を用いた広域農道（広域農業用水路）の整備を行っていくこと。 70

③排水用ポンプ

河川の氾濫や越水時の復旧範囲には地域差があることから、大雨の度に、床上・床下浸水の被害を受ける地域には、強制排水用のポンプ（停電にも対応ができるもの）を設置すること。

このポンプについては、冠水した道路で、消防車が3台掛かりで、丸一日かけても排水しきれなかった例を踏まえて大型とすること。 71

④河川の監視

水位計の設置について、簡易版を含めた設置の促進を行うこと。 72

⑤ダムของ事前放流

今後の豪雨に備えてダムの事前放流ルールを確立すること。 73

⑥高滝ダムの堆砂

今回、高滝ダムは緊急放流のリスクに見舞われ、もう少し雨が長引いていた場合には、放流で下流域住民への甚大な被害の発生が予想された。100年持つと言われたこのダムは、既に堆砂の許容量は超え、年間8万 m^3 の流入に対し、1万 m^3 ほどの撤去に止まっていることから、実施がされていない流入堆砂の対策を講じるとともに、国の助成等を活用して、既に高滝湖内に残存する堆砂の撤去を大規模に実施していくこと。 74

27. 森林整備・倒木対策

①中長期的な整備計画、森林環境譲与税の活用等

森林再生に向けた中長期的な森林整備については、関係部局が連携して横断的に進めていく必要がある。また、森林環境譲与税を活用するなどして、杉溝腐れ病等への対策強化や、倒竹木の速やかな処分・活用ができる仕組みの構築（バイオマス発電の利用）など、具体的な森林整備の促進を県が主導していくこと。 75

②道路沿線への倒木対策

県道・市町村道の区別なく、私有財産のケースを含めて、迅速な撤去を可能とするためのルール作り及び実施体制を構築すること。 76

③電力会社等

県は、日頃から、電力会社や通信会社に対し、倒木を予防するための伐採を、定期的に実施するように積極的に求めていくこと。 77

④私有地での倒木

私有地等で発生した私人所有の倒木が電力復旧等に支障を与える場合において、迅速な撤去等の処置が出来るように法整備を進めること。 78

28. 災害対策に関する工事

専門業者等の人手不足や資材不足の課題にきめ細やかに対応し、スピード感をもって行うこと。 79

29. 浸水ハザードマップ

水防法による1000年に一度というレベルでの最大規模を想定した浸水ハザードマップの作成が県内26の河川を対象として進められているが、26河川以外についても、市町村への聞き取り等により、想定対象として拡大するとともに、対象にできない場合にはそれに代替する安全対策を講じること。 80

30. 消防、消防団、自主防災組織等

①消防の広域化

県が率先して県内消防の広域化を行いスケールメリットの確保を図っていくこと。 81

②消防団への支援の強化

消防団や消防団協力事業所への活動支援や優遇策の更なる強化を行うこと。今後の消防団のあり方としては、団員の確保が年々厳しさを増している一方で、団員に求められる役割は日々変化し、期待も大きくなっている。市町村で考え方の相違はあるものの、現役の団員には、操法をはじめとする消火活動から、災害時における支援の役割が求められていることから、チェーンソーや多少の重機を扱えるスキルを備えていく必要がある。 82

③自主防災組織

活動や組成支援の強化を図り、自主防災組織の県内活動カバー率100%を目指すこと。また、有事に組織が機能し、しっかり活動できるように、今回の災害における各地域での取り組み状況を整理・検証するなど、被災経験を活かすこと。 83

④道路復旧への協力体制

県道も、郡部には細い道があり、そうした道路の倒木や倒竹の撤去は住民でも可能である。そして、郡部の住民は自宅にチェーンソーを保持している家庭も多いことから、活動や保険加入等の助成金を出すなど、自治会や消防団と連携・協力を行って災害時の迅速な道路復旧が出来る体制を構築していくこと。 84

⑤防災士

前掲の育成とともに、各地域におけるニーズを整理して実情に合った活動の支援を通じて、積極的に活用していくこと。 85

3 1. コミュニティの再構築・形成・維持活動への支援

長期で広範囲にわたる停電において、行政による各世帯の被災状況や支援ニーズの個別把握には限界があることから、自治会や民生委員等の地域力に頼って把握せざるを得ない。

この地域力を強化するためには、平時からの自助、共助の意識の醸成が大事であり、同時に、地域コミュニティ形成のきっかけとして大きな機会を果たしているお祭りなどのイベントや、コミュニティ関連の施設等の整備を支援していく必要があり、過疎地域等ではその意義が特に大きい。

そこで、我が党の導入の求めにより、令和元年度2月補正予算に計上された「地域コミュニティ施設等再建支援事業」については、その執行を着実に進めるとともに、将来の発災に備え、基金等を活用した恒常的な制度化を検討していくこと。 86

3 2. 2020オリンピック・パラリンピックと本県の災害復興

本年開催の東京オリンピック・パラリンピックでは、本県も競技会場となっていることから、この機会を活かし、災害からの復興に向けた奮起を世界に発信し、県民が一丸となった機運の醸成に繋げるべきである。 87

3 3. 異常気象と環境対策の強化

毎年各地で更新される記録的豪雨等の自然災害に対し、人類活動の影響があることを踏まえて、環境負荷軽減への取り組みを進めていくことは、我々の次世代への責任でもある。

例えば、県では、地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業を実施し、再生可能エネルギーである太陽光発電設備の家庭における導入を促進しているところ、さらに、今後の普及に不可欠な蓄電技術向上に係る支援や、更新を行う県有施設への必須的導入など、導入に対する積極的な姿勢を、県が自らの行動を通じて示し、県民を率先すべきである。 88

3 4. 有事に備えた財源確保

今後の大災害に備えて、平時から、基金を積み立てておくなど、有事の際には、速やかな財政出動を可能とする財源確保に尽力すること。 89

以上

令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の豪雨により民地内で発生した土砂崩れに対し、復旧・安全対策を支援する制度の創設を求める決議

令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の豪雨（以下「今回の災害」という。）による、本県の人家の裏山での土砂災害発生件数は、350件を超える状況となっている。

これに関して、現行制度上の急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び激甚災害指定による緊急事業（以下「現行の各制度」という。）の適用を受けた令和元年度2月補正予算案及び令和2年度当初予算案が可決されれば、通算計38か所での崩壊法面等への安全対策が実施されることにはなるものの、民地内で発生した土砂崩れの多くは、所有者による自力復旧が困難な状況にあることが伺えており、崩落したままの危険な状態が放置され続けることが予想される。

放置による崩落が進めば、先日神奈川県逗子市で発生した土砂崩れによる死亡事故のような事態が発生しかねない。

そして、また、近い将来において、昨年と同レベルの豪雨等の発生も考えられることから、県民の生命・身体への危険を有するこれらの放置状態を、できる限り速やかに解消するための支援策の構築が必要である。

そもそも、現行の各制度の下において、住戸数等の要件が求められるのは、個人の財産権への公費投入の妥当性と公益性のバランスを図るためとされるところ、今回の災害においては、復旧・復興に向けた強力な県民への後押しを行うために、本県は、個人の財産権への公費投入といえる被災者生活再建支援制度の適用に加えて、さらに屋根等の一部損壊への支援までも行うこととし、また、農業者や中小事業者の再建についても、他県での過去の大規模災害の例を超えた手厚い支援を実現すべく、県独自の上乘せ支援も行うこととしている。

そうであれば、平時の安全対策全般ではなく、少なくとも、実際に土砂災害が発生した場所に絞って、直結する該当土地所有者が講じる復旧・安全対策への支援を講じることは、今回の災害の復旧・復興支援メニューとのバランスからも必要である。

また、これから土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を進めていく中では、該当土地所有者が開発行為等の財産上の制約を受け一方で、現行の各制度による法面への安全対策の事業適用を受けられる保障がないことを鑑みれば、少なくとも土砂災害が発生した場合に備えた支援メニューを創設することは、この区域指定を円滑に進めていく上での後押しにもなる。

そこで、本議会は、この民地内で発生した土砂崩れに関する所管が複数部署にまたがっており、部局横断的に取り組む必要があることも踏まえて、下記の事項を踏まえた民地内で発生した土砂崩れに対する復旧・安全対策を支援する制度の創設を求める次第である。

記

- ① 今回の災害により民地内で発生した土砂崩れ（以下「本土砂崩れ」という。）を対象とすること。
- ② 本土砂崩れが、現行の各制度による崩壊法面への復旧・安全対策の事業採択を受けていないこと。
- ③ 県内では独自の支援制度を有している市町村があることを踏まえて、有する市町村へは、制度の利用促進を後押しするための補助金の支出を、有していない市町村へは、制度の創設を後押しする補助金の支出を図ること。
- ④ 本土砂崩れの土地所有者の意思により事業適用を選択できる方式を検討すること。
- ⑤ 補助限度額及び補助率は、今回の災害における他の復旧・復興支援メニューとのバランスを考慮すること。
- ⑥ 応急処置、崩壊法面への対策及び制度等についての助言や相談を受けることができる体制を構築すること。
- ⑦ 将来の発災に対応できるように、基金を活用するなど、今後も柔軟な利用を可能とする制度とすること。

以上、決議する。